

「教員免許更新制」廃止へ
大失敗の安倍教育「改革」

第一次安倍内閣が教育基本法を改悪し、教育「改革」の目玉として2009年度から実施。10年ごとに1回、30時間の講習を受ければ「教員の資質能力抜本的に向上する」として開始した。

講習を受け、試験に合格し、県教育委員会に手続きをしなければ失効する。諸費用はすべて自分持ちというもので、教員や現場に大きな負担と管理強化をかけてきた。

結果は、教師の多忙化が進み、申請手続きを忘れ資格を失う人も出た。更新せず退職した人もあり産休教員等の代替が見つからなかったり教員志望の減少を招いてきた。安倍教育「改革」の大失敗といえる。

山田稔（滋賀県民主教育研究所副理事長）は、免許更新制の矛盾と問題点を次のように指摘している。

- ①毎年、約12万人の該当者が無事に受講できる制度的な保障が全くない。
- ②受講者の物理的・精神的負担が極めて大きく、子どもたちにしわ寄せがいく。
- ③主に夏季休暇中に講座を開講する大学側の負担も大きい。
- ④文科省によって、教師の「洗脳」が進められるおそれがある。
- ⑤免許を広く、かつ柔軟に授与する「特別免許状」活用の方針と相いれない。

⑥「教員の身分は尊重される」との教育基本法の大原則を踏みにじる。

⑦「資質向上」のための研修制度はあり、教員は自主的・自発的に、日々、研修（研究と修養）につとめている。本来の自主・自発が踏みこじられている。

⑧経験が積みこむことによって力量が伸びる。現場での日々の実践交流がとて

新たな教員管理
教育への介入

文科省は、中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会による審議まとめ（令和の日本型学校教育）を担う新たな教師の学びの姿勢実現に向けて、取り組みとめるためパブリックコメントを募集している。研究者により、以下の問題が指摘されている。

- ・教育委員会や管理職が研修を職務命令にし、断ると処分の対象になりうる。
- ・研修受講履歴が一元管理され教員個人のIDはマイナンバーと紐付けされる。
- ・研修受講履歴が異動や昇進

の際の参考資料に利用される。・研修メニューは独立行政法人教職員支援機構ポータルサイトで一覧表示されランク付けされる。

パブリックコメントを出す

《宛先》

- ①住所：〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2
文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室 宛
- ②FAX番号：03-6734-3742
- ③電子メールアドレス：koushin@ext.go.jp
※提出期限10/30必着です。

給特法は現場の
実情に合わないさいたま地裁「画期的な判決」
裁判長が異例の苦言

教員の時間外労働に残業代を支払われないのは違法だと、埼玉県公立小学校教員が県に未払い賃金を求めた訴訟の判決で、さいたま地裁（石垣陽介裁判長）は1日、男性の請求を棄却した一方で、判決の「まとめ」で、残業代を支払わない代わりに月給4%分を一律で支給する教職員給与特措法（給特法）について、「もはや教育現場の実情に適合していないのではないか」と異例の指摘をした。教員の働き方改革や給与体系の見直しを望むものである。

し的重要性にも言及した。
【まとめ】の全文

以上のとおり、原告には、労基法37条に基づく時間外労働の割増賃金請求権がなく、また、本件校長の職務命令に国賠法上の違法性が認められないから、その余の点を判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないといわなければならない。

なお、本件事案の性質を鑑みて、付言するに、本件訴訟で頭（あらわ）れた原告の勤務実態のほか、証拠として提出された各種調査の結果や文献等を見ると、現在のわが国における教育現場の実情として、多くの教育職員が、学校の職務命令などから一定の時間外勤務に従事せざるを得ない状況にあり、給料月4%の割合による教職調整額の支給を定めた給特法は、もはや教育現場の実情に適合していないのではないかと、原告が本件訴訟を通じて、この問題が社会に提起したことは意義があるものと考えられる。わが国の将来を担う児童生徒の教育に今一層充実したものとするために、現場の教育職員の意見にも、現場の教育職員の働き方改革による教育職員の業務の削減を行い、勤務実態に即した適正給与の支給のために、勤務時間の管理システムの整備や給特法を含めた給与体系の見直しなどを早急に進め、教育現場の勤務環境の改善が図られることを切に望むものである。

自転車保険10月1日より義務化

「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が実施されるのに伴い、自転車保険の義務化されました。同時に、利用時のヘルメット着用の努力義務も課せられました。

新聞報道によると「条例では学校、企業が生徒や従業員らの自転車の利用状況を把握し、保険加入とヘルメットの着用の促進に努める」とあります。子どもたちの「命を守る」ためとはいえ、学校の対応や責任が問われるようになると、過重な負担にかけられることになります。コロナ感染症で教職員の仕事が増えたことに對し、負担軽減でいくつかの対策がとられました。人的保障などセットで条例の運用を行ってほしいです。

愛教労自動車保険（あちち保険）に加入を

詳細は、瀬教労ホームページの案内をご覧ください。



